

# 換価の猶予申請書

年 月 日

収受印

〇〇 労働局長 殿

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	労働保険番号			府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
	電話番号								
納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額				円		〃	〃		
換価の猶予を受けようとする期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月間							
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細									
担保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情					
納付計画	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額	
		円			円			円	
		円			円			円	
		円			円			円	

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

整理 番号	氏 名	年間保険料	猶予額	家族従事者等の氏名	年間保険料	猶予額
合計						



# 財産収支状況書

年 月 日

## 1.住所・氏名等

住所 (所在地)	事業場名・ 事業主氏名
-------------	----------------

## 2.現在納付可能金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
現在納付可能金額			円	

## 3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額
収入	売上、給与、報酬	円
	その他( )	円
		円
①収入合計		円
支出	仕入	円
	給与、役員報酬	円
	社会保険料等	円
	家賃等	円
	諸経費	円
	借入返済	円
		円
生活費(扶養親族 人)		円
②支出合計		円
③納付可能基準額 (① - ②)		円

## 4.分割納付計画

月	分割納付金額	備考
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	

【備考】

## 5.財産等の状況

### (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	・ ・		
	円	・ ・		
	円	・ ・		

### (2) その他の財産の状況

不動産等	国債・株式等
車両等	その他 (保険等)

### (3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	



# 財 産 目 録

年 月 日

## 1.住所・氏名等

住 所 (所在地)		事業場名・ 事業主氏名	
--------------	--	----------------	--

## 2.財産の状況

### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
		円			円
		円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					円

### (2) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種 類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円

### (3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類		担保等	直ちに納付に 充てられる金額
国債・株式等		<input type="checkbox"/>	円
不動産等		<input type="checkbox"/>	円
車両		<input type="checkbox"/>	円
その他財産 (敷金、保基金、積立金、保険等)		<input type="checkbox"/>	円
合 計 (B)			円

### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

## 3.現在納付可能金額

①当座資金額( (A) + (B) )	②当面の必要資金額( (C) )	③現在納付可能金額( ① - ② )
円	円	円

### 「②当面の必要資金額」の内容

項 目	金 額	内 容
支出見込	円	事業支出
	円	生活費 (個人の場合のみ) <span style="float: right;">【扶養親族 人】</span>
収入見込	円	
(支出見込) - (収入見込) (C)	円	マイナスになった場合は0円



# 収 支 の 明 細 書

年 月 日

1.住所・氏名等

住 所 (所在地)		事業場名・ 事業主氏名	
--------------	--	----------------	--

2.直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入		円	支 出		円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
① 収 入 合 計		円	② 支 出 合 計		円
③ 納付可能基準額(①-②)		円			

【備考】



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者について、下記のとおり補正通知書を出したい。

年 月 日付であなた(貴社)が提出した換価の猶予申請書及びその添付書類について、記載に不備がある、又は提出されていない書類がありますので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条の2第7項準用)の規定に基づき、下記補正内容に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行ってください。

なお、この通知を受領した日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、労働保険徴収法第30条等で準用する国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条の2第9項準用)の規定により、当該期間を経過した日において換価の猶予申請は取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

申請者	住所(所在地)	
	事業場名・事業主氏名	
補正を求める書類	補正内容	
	以下余白	





局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予申請のみなし取下げ決議書

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者のについて、下記のとおり換価の猶予申請をみなし取り下げたい。

年 月 日付であなた(貴社)が提出した換価の猶予申請については、年 月 日付「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条の2第9項準用)の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされましたので、通知します。

なお、あなた(貴社)が納付すべき労働保険料等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
補正がされなかった事項								

## 換価の猶予申請のみなし取下げ通知書

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付であなた(貴社)が提出した換価の猶予申請については、年 月 日付「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価の猶予申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条の2第9項準用)の規定により、年 月 日付で取り下げたものとみなされましたので、通知します。

なお、あなた(貴社)が納付すべき労働保険料等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

申請者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
補正がされなかった事項									

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

決議日 年 月 日

## 換価の猶予許可決議書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり許可したい。

年 月 日付で換価の猶予申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については下記のとおり許可しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

(一部許可の場合に追加:ただし、別紙『処分理由』により、猶予申請に係る労働保険料等のうち一部の労働保険料等については換価の猶予を許可できません。)

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

申請者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
猶予期間			年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項			国税徴収法第151条の2第1項						
担保									
その分割及び納付べき金額	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額	
		円			円			円	
		円			円			円	
		円			円			円	

(一部許可の場合に追加)

- この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」とおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予許可通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については下記のとおり許可しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

(一部許可の場合に追加:ただし、別紙『処分理由』により、猶予申請に係る労働保険料等のうち一部の労働保険料等については換価の猶予を許可できません。)

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
猶予期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項		国税徴収法第 151 条 の 2 第 1 項						
担保								
その分割及び納付期限額	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円

(一部許可の場合に追加)

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。



## 処分理由について

年 月 日付で納付の猶予申請があったあなた(貴社)の猶予申請に係る労働保険料等の一部については、下記の理由により、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第151条の2に規定する●●の要件を充足しているものと認められないため、その部分を除いた労働保険料等について、猶予申請を許可します。

記



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

決議日 年 月 日

## 換価の猶予不許可決議書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり不許可としたい。

年 月 日付で換価の猶予申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により許可できません。  
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第2項準用)の規定により通知します。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
換価の猶予申請労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
不許可理由	不許可理由							

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。  
 2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。  
 3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。



## 換価の猶予不許可通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

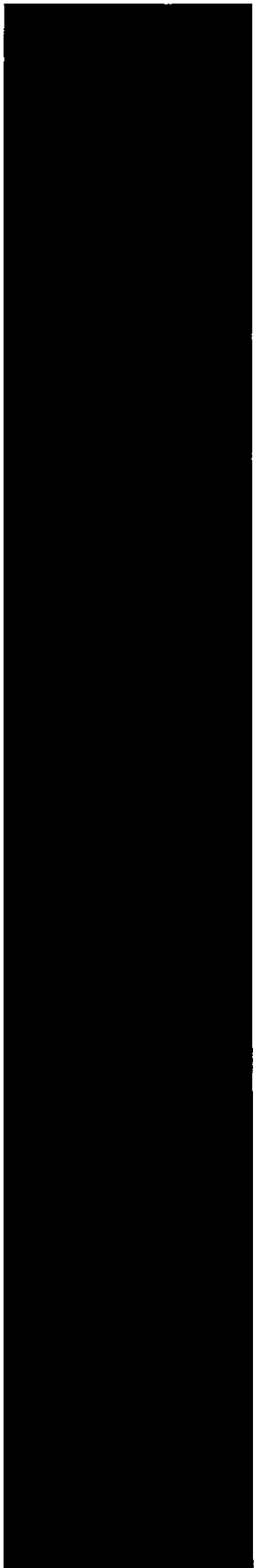
〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により許可できません。  
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第2項準用)の規定により通知します。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
換価の猶予申請労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	

不許可理由

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予取消決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可した次の者の労働保険料等について、下記のとおり取消したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により取り消しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

申請者	住所(所在地)	
	事業場名・事業主氏名	

換価の猶予取消労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	
				円	円	〃	〃	

該当条項	国税徴収法第 152 条 第 4 項 ( 国税通則法第 49 条 第 1 項 第 〇 号準用)
------	---

取消理由	
------	--

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

## 換価の猶予取消通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により取り消しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
換価の猶予取消労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	

該当条項 国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項第〇号準用)

取消理由

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する判決を経る前又はその審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予期間短縮決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり猶予期間を短縮したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予期間を短縮しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の短縮後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

		当 初				短 縮 後			
猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで 月間		年 月 日から		年 月 日まで 月間		
	分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円	合計	円		円	合計	円	

担 保

該当条項 国税徴収法第 152 条 第 4 項 ( 国税通則法第 49 条 第 1 項 第 〇 号準用)

期間短縮の理由

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」とおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でない認められるとき。

## 換価の猶予期間短縮通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予期間を短縮しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。  
 なお、猶予に係る金額は下記の短縮後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

		当 初				短 縮 後							
猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		月間		年 月 日から		年 月 日まで		月間	
分割納付すべき金額及びその納付期限		年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円		円		円
			円		円		円		円</				

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」とおりに納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予の納付計画変更決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり納付計画を変更したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予保険料等の納付計画を変更しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。  
 なお、猶予に係る金額は下記の変更後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

当 初		変 更 後						
年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間						
分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円	合計	円		円	合計	円

担 保

該当条項 国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第9項準用)

納付計画の変更の理由

(不利益性のある変更の場合に追加)  
 1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。  
 2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。  
 3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予の納付計画変更通知書

住所(所在地)

年 月 日

・ 事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予保険料等の納付計画を変更しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の変更後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

当 初				変 更 後				
猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで 月間		年 月 日から		年 月 日まで 月間	
	分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円	合計	円		円	合計	円
担 保								
該当条項		国税徴収法第 152 条 第 4 項 ( 国税通則法第 46 条 第 9 項 準用 )						
納付計画の変更の理由								

(不利益性のある変更の場合に追加)

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する判決を経る前又はその審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

# 換価の猶予期間延長申請書



年 月 日

〇〇 労働局長 殿

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第7項準用)の規定により、以下のとおり換価の猶予期間延長を申請します。

申請者	労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号			
	住所(所在地)										
	事業場名・事業主氏名										
	電話番号										
換価の猶予期間延長申請 労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考			
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円				
				円	円	"	"				
				円	円	"	"				
				円	円	"	"				
換価の猶予期間延長申請保険料等のうち、期間延長を受けようとする金額				円	"	"					
延長を受けようとする期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月間									
猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由											
担 保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情							
納付計画	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額			
		円			円			円			
		円			円			円			
		円			円			円			

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> その他 (	

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予期間延長許可決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり許可したい。

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については下記のとおり許可しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。(一部許可の場合に追加:ただし、別紙「処分理由」により、延長申請に係る労働保険料等のうち一部の労働保険料等については換価の猶予期間延長を許可できません。)

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

申請者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
猶予期間延長労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
延長期間			年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項			国是徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第7項準用)						
担保									
その分割すべき納付期限額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
		円		円		円	円		
		円		円		円	円		
		円		円		円	円		
		円		円		円	円		

(一部許可の場合に追加)

- この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと思われるとき。

## 換価の猶予期間延長許可通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については下記のとおり許可しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。  
(一部許可の場合に追加:ただし、別紙『処分理由』により、延長申請に係る労働保険料等のうち一部の労働保険料等については換価の猶予期間延長を許可できません。)  
なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

申請者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
猶予期間延長労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
延長期間			年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項			国是徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第7項準用)						
担保									
その分割及び納付期限額	年月日		金額	年月日	金額	年月日	金額		
			円		円		円		
			円		円		円		
			円		円		円		

(一部許可の場合に追加)

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。



○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予又は猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの猶予がされ、又はこの猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
- (6) (1)から(5)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。



## 処分理由について

年 月 日付で納付の猶予期間延長申請があったあなた(貴社)の延長申請に係る労働保険料等のうち一部については、下記の理由により、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第46条第7項準用)に規定するやむを得ない理由があるものと認められないため、その部分を除いた労働保険料等について、延長申請を許可します。

記



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予期間延長不許可決議書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり不許可としたい。

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により許可できません。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に

申請者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
換価の猶予期間延長申請労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
不許可理由									

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

## 換価の猶予期間延長不許可通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予期間延長申請があったあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により許可できません。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第47条第2項準用)の規定により通知します。

申請者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
換価の猶予期間延長申請労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	＼	＼	
				円	円	＼	＼	
				円	円	＼	＼	
				円	円	＼	＼	
				円	円	＼	＼	

不許可理由

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。



# 分割納付計画書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 労働局長 殿

1.住所・氏名等

労働保険番号	府 県	所 在	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	事業場名・ 事業主氏名	
住 所 (所在地)							
職 業 (職 種)						連絡先	

2.納付を困難とする額

①納付すべき保険料等の額	②直ちに納付できる金額	③納付困難な金額 (① - ②)
円	円	円

※ 上記①の納付すべき保険料等の額については、別紙「滞納保険料等目録」のとおり。

3.一時に納付することができない事情の詳細


4.納付計画

納付年月日	納付金額	納付年月日	納付金額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

5.担保として提供することができる財産(種類、数量等)

--

添付書類確認欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

決議日 年 月 日

## 換価の猶予決議書(職権)

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

次の者の労働保険料等について、下記のとおり換価の猶予をしたい。

あなた(貴社)の労働保険料等については、下記のとおり換価の猶予をしましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

滞納者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間							
該当条項		国税徴収法第151条第1項第〇号							
担保									
その分割及び納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
		円		円		円	円		
		円		円		円	円		
		円		円		円	円		

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第1項(第5号に係る部分を除く。)準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

あなた(貴社)の保険料等については、下記のとおり換価の猶予をしましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

滞納者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
猶予期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項		国税徴収法第 151 条 第 1 項 第 〇 号						
担 保								
その分割及び納付期限額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		



○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例によるで準用する国税徴収法第152条第3項（国税通則法第49条第1項（第5号に係る部分を除く。）準用）の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた（貴社）がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき（労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (3) あなた（貴社）がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき（労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予取消決議書(職権)

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可した次の者の労働保険料等について、下記のとおり取消したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により取り消しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

滞納者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
換価の猶予取消労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	

該当条項 国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第1項第○号準用)

取消理由

- この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

## 換価の猶予取消通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により取り消しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)(以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

なお、あなた(貴社)が納付すべき労働保険料等は下記のとおりですので、直ちに納付してください。

滞納者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
換価の猶予取消労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
				円	円	〃	〃		
該当条項	国税徴収法第 152 条 第 3 項 ( 国税通則法第 49 条 第 1 項 第 〇 号準用)								

取消理由

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予期間短縮決議書(職権)

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり猶予期間を短縮したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予期間を短縮しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の短縮後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

		当 初				短 縮 後			
猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで 月間		年 月 日から		年 月 日まで 月間		
	分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
		円	合計	円		円	合計	円	

担 保	
-----	--

該当条項	国税徴収法第 152 条 第 3 項 ( 国税通則法第 49 条 第 1 項 第 〇 号準用)
------	---

期間短縮の理由	[理由が記載されていません]
---------	----------------

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予期間短縮通知書

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予期間を短縮しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第3項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の短縮後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

当 初				短 縮 後				
猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで		年 月 日から		年 月 日まで	
	月間		月間		月間		月間	
分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円	合計	円		円	合計	円
担 保								
該当条項	国税徴収法第152条第3項(国税通則法第49条第1項第○号準用)							
期間短縮の理由								

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予の納付計画変更決議書(職権)

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予申請のあった次の者の労働保険料等について、下記のとおり納付計画を変更したい。

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予保険料等の納付計画を変更しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の変更後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。  
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

当 初		変 更 後						
年 月 日から 年 月 日まで 月間		年 月 日から 年 月 日まで 月間						
猶予期間	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円	合計	円		円	合計	円

担 保

該当条項

国税徴収法第 152 条 第 3 項 ( 国税通則法第 46 条 第 9 項 準用 )

納付計画の  
変更の理由

(不利益性のある変更の場合に追加)

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。



○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予の納付計画変更通知書

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予を許可したあなた(貴社)の労働保険料等については、下記の理由により猶予保険料等の納付計画を変更しましたので、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記の変更後のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

		当 初				変 更 後							
猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		月間		年 月 日から		年 月 日まで		月間	
分割納付すべき金額及びその納付期限	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額					
		円		円		円		円					
		円		円		円		円					
		円		円		円		円					
		円		円		円		円					
		円		円		円		円					
		円		円		円		円					
		円	合計		円		円	合計		円			

担 保

該当条項

国税徴収法第152条第3項(国税通則法第46条第9項準用)

納付計画の変更の理由

(不利益性のある変更の場合に追加)

1. この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
2. この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
3. なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 換価の猶予期間延長決議書(職権)

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予をした次の者の労働保険料等について、下記のとおり猶予期間を延長したい。

年 月 日付で換価の猶予をしたあなた(貴社)の労働保険料等については、下記のとおり猶予期間を延長しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)(以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

滞納者	住所(所在地)								
	事業場名・事業主氏名								
猶予期間延長労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
				円	円	"	"		
延長期間			年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項			国税徴収法第152条第3項(国税通則法第46条第7項準用)						
担保									
その分割及び納付期限額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			

○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」のとおり納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

## 換価の猶予期間延長通知書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

年 月 日付で換価の猶予をしたあなた(貴社)の労働保険料等については、下記のとおり猶予期間を延長しましたから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)(以下「労働保険徴収法第30条等」という。)の規定によりその例による国税徴収法第152条第3項(国税通則法第47条第1項準用)の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮される場合があります。

滞納者	住所(所在地)							
	事業場名・事業主氏名							
猶予期間延長労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
				円	円	"	"	
延長期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 月間						
該当条項		国税徴収法第152条第3項(国税通則法第46条第7項準用)						
担保								
その分割及び納付べき金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		

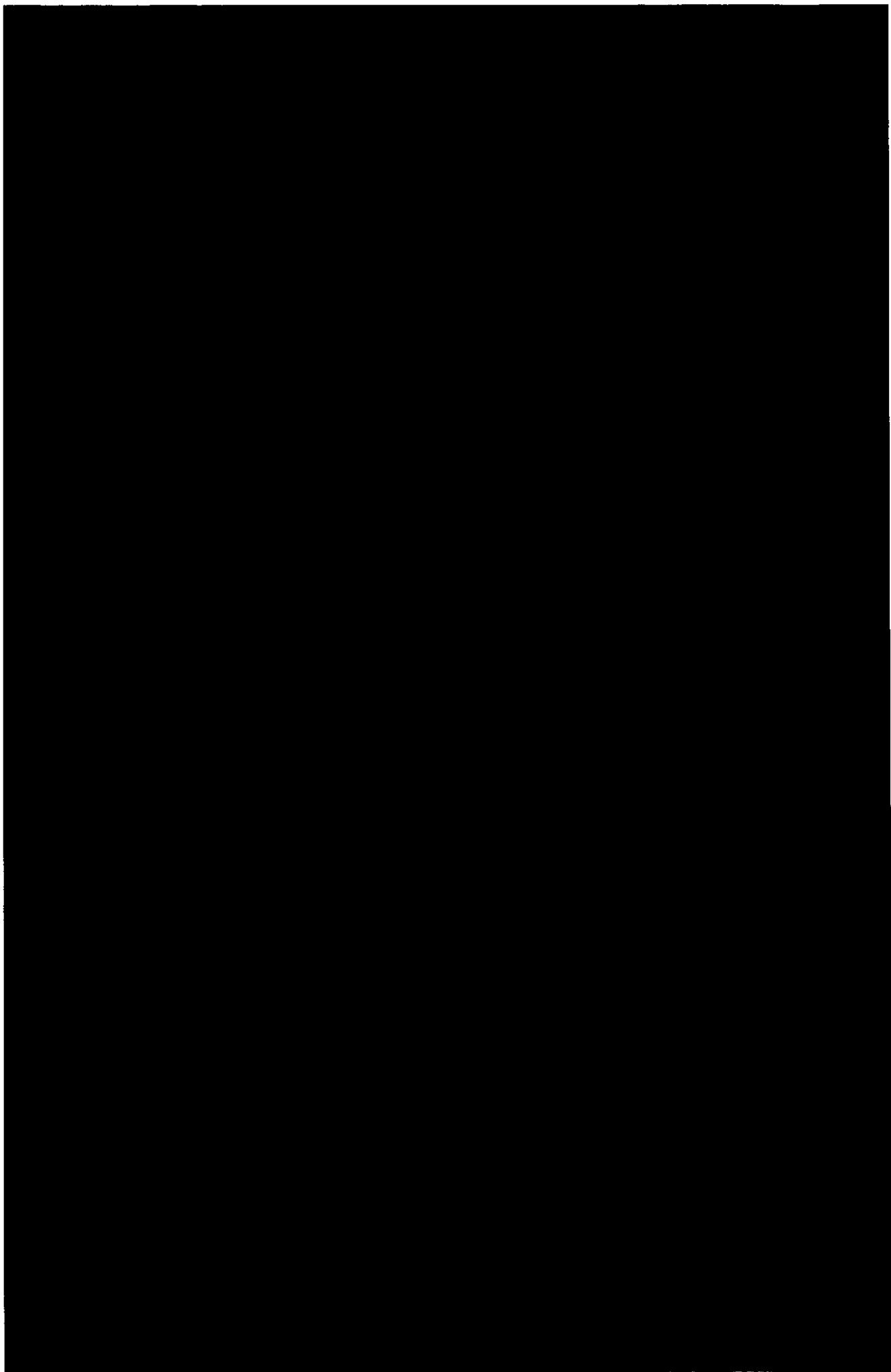
○次に掲げる場合には、労働保険徴収法第30条等の規定によりその例による国税徴収法第152条第4項(国税通則法第49条第1項準用)の規定により、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがありますので、ご注意ください。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由に該当する事実が発生した場合において、あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等を猶予期間内に完納することができないと認めるとき。
- (2) この猶予に係る労働保険料等を、この通知書の「分割納付すべき金額及びその納付期限」とおりに納付しないとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (3) あなた(貴社)がこの猶予に係る労働保険料等につき提供した担保について、労働保険徴収法第30条等で準用する国税通則法第51条第1項の規定による担保の変更等の命令に応じないとき。
- (4) 新たにこの猶予に係る労働保険料等以外の労働保険料等を滞納したとき(労働局長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。)
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、あなた(貴社)の財産の状況その他の事情の変化により、この猶予を継続することが適当でないと認められるとき。





の記載要領等



# 担 保 提 供 書

年 月 日



収受印

労働局長 殿

担保提供者(納付義務者)

労働保険番号

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

換価の猶予に係る労働保険料等の担保として、下記物件を提供します。

猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
						"	"	

換価の猶予に係る上記保険料等の担保として、下記物件の提供を承諾します。

年 月 日

担保物件の所有者

住所(所在)

氏名(名称)



担保物件	
------	--

※労働局記入欄

担保評価額	万円
評価方法及び算出内訳	

※担保財産が自動車の場合は、車検証の写しを添付すること。

登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定【注1】

原因 □□○○年○○月○○日換価の猶予にかかる□□○○年度から□□○○年度労働保険料、特別保険料、一般拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）及び追徴金についての□□○○年○○月○○日設定

債権額 金 円

債務者 債務者の住所・氏名

抵当権者 厚生労働省

設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

添付情報 登記原因証明情報  
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

□□○○年○○月○○日

○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

嘱託者 ○○県○○市○○町○番地  
国代表者 ○○労働局長 ○ ○ ○ ○ 印  
連絡先の電話番号 00-0000-0000  
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注2】  
所 在 ○○市○○町○丁目  
地 番 ○番○  
地 目 ○○  
地 積 ○○・○○平方メートル  
不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 【注2】  
所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
家屋番号 ○番○

換価様式第24号

種類 ○○  
構造 ○○造○○ぶき2階建  
床面積 1階 ○○・○○平方メートル  
2階 ○○・○○平方メートル

不動産番号 5678901234567【注2】

一棟の建物の表示

所在 ○○市○○町○丁目○番地○  
建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○町○丁目○○番の○○  
建物の名称 ○○号

種類 ○○  
構造 ○○造1階建  
床面積 ○階部分 ○○・○○平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 ○○市○○町○丁目○番○  
地目 ○○  
地積 ○○○・○○平方メートル  
敷地権の種類 ○○権  
敷地権の割合 ○○分の○○

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

- (1) 当事者 抵当権者 厚生労働省  
          抵当権設定者 担保物件の所有者の住所・氏名
- (2) 不動産の表示  
      別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被担保債権

〇〇労働局長は、(債務者)との間で、□□〇〇年〇〇月〇〇日、同人に係る□□〇〇年度から□□〇〇年度までの労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿救済法」という。)に規定する保険料その他これらの法律の規定による徴収金について、徴収法第30条(整備法第19第3項又は石綿救済法第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定に基づき、国税徴収法第151条(又は第151条の2)の規定による換価の猶予を行い、上記1(2)記載の不動産を担保とすることに合意した。

換価の猶予額 金 円  
債務者 債務者の住所・氏名

(2) 抵当権の設定

(設定者)は、〇〇労働局長に対して、□□〇〇年〇〇月〇〇日、上記(1)記載の債権を被担保債権とする抵当権を、上記1(2)記載の不動産に設定することを承諾した。

上記のとおり証明します。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長   〇   〇   〇   〇

印

不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目  
番地 〇番〇  
目 〇〇  
積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

換価様式第25号

【注1】この様式は、都道府県労働局が、徴収法第30条（整備法第19第3項又は石綿救済法第38条第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、換価の猶予を許可した場合において、都道府県労働局が、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあつては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあつては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあつては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

抵当権設定登記承諾書

原因 □□〇〇年〇〇月〇〇日、納付義務者についての□□〇〇年〇〇月〇〇日付け換価の猶予にかかる□□〇〇年度から□□〇〇年度までの労働保険料、特別保険料、一般拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）及び追徴金を被担保債権とする抵当権の設定

抵当権者 厚生労働省

納付義務者 納付義務者の住所・氏名

債権額 金 円

下記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長 殿

設定者  
住所  
氏名

印

不動産の表示 別紙目録のとおり

(注) 設定者の印鑑証明書を添付のこと。



## 不動産の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇  
〇〇  
〇〇・〇〇平方メートル

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

## 一棟の建物の表示

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

## 専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

## 敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

登記嘱託書

登記の目的 抵当権抹消【注1】

原因 □□〇〇年〇〇月〇〇日解除

抹消すべき登記 □□〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

権利者 担保物権の所有者の住所・氏名

義務者 厚生労働省

添付情報 登記原因証明情報

□□〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
国代表者 〇〇労働局長 ○ ○ ○ ○ 印  
連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 金 千円【注2】

不動産の表示  
不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注3】  
所 在 〇〇市〇〇町〇丁目  
地 番 〇番〇  
地 目 〇〇  
地 積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 【注3】  
所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種 類 〇〇  
構 造 〇〇造〇〇ぶき2階建  
床 面 積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

換価様式第27号

不動産番号 5678901234567【注3】

一棟の建物の表示

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○町○丁目○○番の○○

建物の名称 ○○号

種 類 ○○

構 造 ○○造1階建

床面積 ○階部分 ○○・○○平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 ○○市○○町○丁目○番○

地 目 ○○

地 積 ○○○・○○平方メートル

敷地権の種類 ○○権

敷地権の割合 ○○分の○○

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 厚生労働省

抵当権設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

(2) 不動産の表示

別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

〇〇労働局長は、□□〇〇年〇〇月〇〇日、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記1(2)に設定していた以下の抵当権の全部を解除した。

解除した抵当権 〇〇法務局(又は地方法務局) 〇〇支局(又は出張所)

□□〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

上記のとおり証明します。

□□〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長 ○ ○ ○ ○

印

## 不動産の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇  
〇〇  
〇〇・〇〇平方メートル

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

## 一棟の建物の表示

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

## 専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

## 敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

換価様式第28号

【注1】この様式は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の猶予を許可した際に設定した抵当権について、都道府県労働局が、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】不動産1個につき1000円である。ただし、同一の申請書により20個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数1件につき2万円である（登録免許税法別表第一第一号（十五））。

なお、敷地権付き区分建物にあつては、敷地権が設定されている土地を1個の不動産として計算する（例えば、敷地権が二つの土地に設定されている場合、区分建物と合わせて、3000円となる。）。

【注3】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあつては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあつては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあつては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

収入印紙

# 納付保証書

收受印

労働局長 殿

年 月 日

保証人 住所(所在)

氏名(名称)

印

保証人 住所(所在)

氏名(名称)

印

換価の猶予に係る下記納付者の労働保険料等について、私において(私ども保証人連帯で)納付保証します。

納付義務者	住所(所在地)							
	氏名(名称)							
猶予労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	
						〃	〃	

※ 添付書類

- 個人保証の場合 … 所得証明書、財産目録書、印鑑証明書 各1通
- 法人保証の場合 … 決算書、代表者の資格を証明する書面、印鑑証明書 各1通

年 月 日

住所（所在地）  
事業場名・事業主氏名

〇〇労働局長

## 労働保険料等の換価の猶予に係る担保の提供について

あなたから提供された担保については、換価の猶予に係る保険料等の額を充足できないと認められます。

下記の期限までに担保の変更又は新たな担保を提供してください。

なお、下記の期限までに猶予保険料等を充足する担保の提供がない場合は、換価の猶予を取消すこととなります。

担保の提供期限	年 月 日
猶予中の保険料等の 現在額	円
現在の担保財産	
現在の担保財産の評 価額	円



局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 担保解除決議書

担保提供者  
住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

殿

〇〇労働局長

納付義務者の下記担保財産について解除したい。

納付義務者	労働保険番号	府	県	所	掌	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号
	住所(所在地)													
	氏名(名称)													
解除する担保財産														
備考														

## 担保解除通知書

担保提供者  
住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

殿

〇〇労働局長

下記の担保財産を解除します。

納 付 義 務 者	労働保険番号	府	県	所	掌	管	轄	基幹番号	枝番号		
	住所(所在地)										
	事業場名・事業主氏名										
解 除 す る 担 保 財 産											
備 考											

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 供託原因消滅証明決議書(〇〇用)

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

殿

〇〇労働局長

下記〇〇については、下記事由により供託原因が消滅したことを証明する。

担保として提供した〇〇	供託年月	年 月 日			
	供託番号	年度証第 号			
内容	〇〇の名称	数量	総額面	〇〇の記号及び番号等	
事由					

## 供託原因消滅証明書(〇〇用)

住所(所在地)	年 月 日
事業場名・事業主氏名	〇〇労働局長
〇〇 殿	
下記〇〇については、下記事由により供託原因が消滅したことを証明します。	

担保として提供した〇〇	供託年月	年 月 日
	供託番号	年度証第 号

内容	〇〇の名称	数量	総額面	〇〇の記号及び番号等

事由	
----	--

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 担保原因消滅証明決議書(〇〇用)

住所(所在地)  事業場名・事業主氏名  <div style="text-align: center;">殿</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">〇〇労働局長</div>	年 月 日
下記〇〇については、下記事由により担保原因が消滅したことを証明する。	

担保として提供した〇〇	登録年月	年 月 日
	登録番号	年度第 号

	〇〇の名称	数量	総額面	〇〇の記号及び番号等
内容				

事由	
----	--

## 担保原因消滅証明書(〇〇用)

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

殿

〇〇労働局長

下記〇〇については、下記事由により担保原因が消滅したことを証明します。

担保として提供した〇〇	登録年月	年 月 日		
	登録番号	年度第 号		
内容	〇〇の名称	数量	総額面	〇〇の記号及び番号等
事由				

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 質権消滅通知決議書

住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

殿

〇〇労働局長

下記〇〇については、下記事由により質権原因が消滅したことを通知する。

質権設定した保険	設定年月	年 月 日
	証券番号	

内 容	保険の名称	証券番号	契約者

事 由	
--------	--

## 質権消滅通知書

住所(所在地) 事業場名・事業主氏名	年 月 日
殿	○○労働局長
下記○○については、下記事由により質権原因が消滅したことを通知します。	

質権設定した保険	設定年月	年 月 日
	証券番号	

内 容	保険の名称	証券番号	契約者

事 由	
--------	--



## 担保受領書

〇〇労働局長 殿

担保受領者（納付義務者）  
住所（所在）

事業場名・事業主氏名

換価の猶予に係る担保として提供した下記物件（書類）について受領しました。

記

〇〇〇〇  
担保物件

〇枚  
〇〇〇〇

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 納付通知及び保証人に関する通知決議書

保証人 年 月 日  
 住所(所在地)  
 事業場名・事業主氏名

労働保険特別会計歳入徴収官 印

下記滞納者の滞納保険料等を徴収するため、下記の保証人に対し納付通知書を、下記の滞納者に対し保証人に関する通知書を、次のとおり通知したい。

あなた(貴社)が納付保証している下記の滞納労働保険料等が、 年 月 日付で行った労働保険料等の換価の猶予に係る期限までに完納されていない(取り消した場合:に係る 年 月 日付換価の猶予が 年 月 日に取り消された)ため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税通則法第52条第2項の規定により通知します。

滞納者	住所(所在)							
	氏名(名称)							
滞納労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円 円	円 円	法律による金額 円	法律による金額 円	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
						"	"	

上記滞納者の滞納労働保険料等のうち保証人が納付すべき金額 円

納付の期限 年 月 日

納付通知を発付する日 年 月 日

保証人  
住所(所在地)  
氏名(名称)

備考

【この処分に不服がある場合について】

- この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

## 納付通知書

保証人  
住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主:

労働保険特別会計歳入徴収官 印

あなた(貴社)が納付保証している下記の滞納労働保険料等が、 年 月 日付で行った労働保険料等の換価の猶予に係る期限までに完納されていない(取り消した場合:に係る 年 月 日付換価の猶予が 年 月 日に取り消された)ため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定によりその例による国税通則法第52条第2項の規定により通知し

滞納者	住所(所在地)							
	氏名(名称)							
滞納労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円 円	円 円	法律による金額 円	法律による金額 円	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
上記滞納者の滞納労働保険料等のうちあなたが納付すべき金額						円		
納付の期限				年 月 日				
納付場所				日本銀行(本店、支店、代理店若しくは歳入代理店)、又は所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署				
備考								
<p><small>【この処分に不服がある場合について】</small></p> <p>1 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>3 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p>								

## 保証人に関する通知書

滞納者  
住所(所在地)

年 月 日

事業場名・事業主氏名

労働保険特別会計歳入徴収官

印

あなた(貴社)の滞納労働保険料等を下記の保証人から徴収することとしたので、この旨を通知します。

保証人	住所(所在地)							
	氏名(名称)							
滞納労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料	一般拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円 円	円 円	法律による金額 円	法律による金額 円	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
						"	"	
上記滞納者の滞納保険料等のうち保証人が納付すべき金額						円		
納付の期限				年 月 日				
納付通知を発付する日				年 月 日				
備考								

局長	部長	課室長	課室長補佐	係長	係

## 納 付 催 告 決 議 書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

労働保険特別会計歳入徴収官 印

下記滞納者の滞納労働保険料等を徴収するため、次のとおり納付催告書を通知したい。

年 月 日付で通知したあなた(貴社)が納付すべき下記の滞納者の滞納労働保険料等について、納付の期限までに納付がなされなかったことから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定により、その例による国税通則法第52条第3項の規定により督促します。

滞 納 者	住所(所在地)	
	事業場名・事業場氏名	
上記滞納者に係る 保証人(保証人連帯) としてあなたが納付すべき滞納 保険料等の金額		円
支 払 期 限	年 月 日	
<p>〔この処分に不服がある場合について〕</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>3 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p>		

# 納付催告書

年 月 日

住所(所在地)

事業場名・事業主氏名

労働保険特別会計歳入徴収官 印

年 月 日付で通知したあなた(貴社)が納付すべき下記の滞納者の滞納労働保険料等について、納付の期限までに納付がなされなかったことから、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第3項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定により、その例による国税通則法第52条第3項の規定により督促します。

滞納者	住所(所在地)	
	事業場名・事業場氏名	
上記滞納者に係る 保証人(保証人連帯) としてあなたが納付すべき滞納労働保険料等の金額		円
支 払 期 限	年 月 日	
<p><small>〔この処分に不服がある場合について〕</small></p> <p>1 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>3 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p>		